

## 埼玉県青少年健全育成審議会について

- 【設置年月日】 昭和58年10月1日  
 【設置根拠】 執行機関の附属機関に関する条例  
 埼玉県青少年健全育成審議会規則  
 【委員数・任期】 委員14名（定数16名以内）・2年  
 【職務内容】

青少年の健全育成に関する重要事項を調査審議し、及びその総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。

- ・ 青少年健全育成の総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議
- ・ 優良な図書等又は興行の推奨に関する事項の調査審議
- ・ 有害図書、有害がん具等の指定や、有害広告文書の配布等の中止に係る命令等に関する事項の調査審議
- ・ 「いじめ防止対策推進法」に基づく、いじめ問題の重大事態に関する知事による再調査審議（「いじめ問題の重大事態に関する再調査部会」を設置し審議）

## 【平成29年度審議予定】

第1回（平成29年6月13日）

- (1) 埼玉県青少年健全育成審議会について
- (2) 埼玉県の青少年健全育成施策について
- (3) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの諮問について

第2回（平成29年9月予定）

第3回（平成29年11月予定）

第4回（平成30年2月予定）

## 【参考：平成28年度審議内容】

第1回（平成28年6月27日）

- (1) 埼玉県青少年健全育成審議会規則等の改正について
- (2) 平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査について
- (3) 非行少年の立ち直り支援事業について

第2回（平成28年9月8日）

- (1) 平成28年度埼玉県推奨図書の諮問について
- (2) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの取組状況について

第3回（平成29年2月9日）

- (1) いじめ問題の重大事態に関する再調査部会規程の改正について
- (2) 埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準の改正について
- (3) 平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査の結果について
- (4) 次期埼玉県青少年健全育成・支援プランについて